

## 「リモートサポート by 弥生PAP」利用規約

### 第1条（目的）

1. この「リモートサポート by 弥生PAP」利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、当社が弥生プロフェッショナルアドバイザープログラムの会員（以下、「弥生PAP会員」といいます。）及びお客さまに対して提供する「リモートサポート by 弥生PAP」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関する契約（以下、「利用契約」といいます。）について、当社が定める「弥生プロフェッショナルアドバイザープログラム会員規約」（以下、「弥生PAP規約」といいます。）、並びに「使用許諾契約書」及び当社がお客さまに対して提供する個別の製品・サービス毎に定められている各規約とともに適用されるものとします。
2. 本規約は、当社が提供する本サービスに関し、当社とお客さまとの権利義務関係を定めることを目的とします。  
本規定の適用がない事項については、弥生PAP規約、及び弥生製品利用規約が適用され、本規約と弥生PAP規約、弥生製品利用規約の内容が異なる場合には、本規約の内容が優先して適用されます。

### 第2条（定義）

1. 「利用契約」とは、本規約（当社とお客さまの個別の合意を含み、以下においても同様とします。）により、当社とお客さまの間で締結する、本サービスの利用にかかる契約をいいます。
2. 「当社」とは、弥生株式会社をいいます。
3. 「弥生PAP会員」とは、弥生プロフェッショナルアドバイザープログラムに登録された会員をいいます。
4. 「お客さま」とは、当社と利用契約を締結する個人事業者又は法人をいいます。
5. 「利用者」とは、お客さまが当社より受けた許諾に基づき、本規約の条件及び条項に従って、本サービスを利用する個人をいいます。

### 第3条（利用許諾）

お客さまが本規約の定めに従うことを条件として、当社はお客さまに対し、以下の各号に定める内容で本サービスを利用することを許諾します。

- ① 当社は、不正な手段によって本サービスを利用した者、又は本規約に違反する態様で本サービスを利用した者に対して、いかなる場合においても、本サービスの利用を許諾しません。
- ② お客さまは、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡、売買、名義変更し、又は質権その他担保に供する等の行為をすることができないものとします。
- ③ 当社とお客さまとの個別の契約内容により、本サービスの一部の利用が制限される場合があります。

#### 第4条（本サービスの利用に際して）

1. 本サービスは、弥生PAP会員及び、お客さまに対してのみ提供させていただくものとします。
2. 本サービスは、当社が株式会社インターコムを介して、リモートサポートツールである「RemoteOperator Helpdesk」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、弥生PAP会員を共有元、お客さま又は弥生PAP会員自身を共有先として、弥生PAP会員及びお客さまに提供させ、弥生PAP会員が、お客さま又は弥生PAP会員自身のパソコンの画面を共有し、お客さま又は弥生PAP会員自身のパソコンを遠隔操作できるようにさせることをその内容とします。  
また、本サービスは、弥生PAP会員を共有元、お客さま又は弥生PAP会員自身を共有先として、弥生PAP会員とお客さま又は弥生PAP会員自身の双方が本ソフトウェアを使用することによって、提供を受けられるものであり、共有元又は共有先のどちらか一方のみの使用により提供を受けることはできないものとします。
3. 弥生PAP会員が本サービスの利用によりお客さまに提供するサービスの内容及び条件は、弥生PAP会員と当該お客さま間で定めるものとし、当社は全く関与しないものとします。
4. お客さま及び弥生PAP会員は、本サービスの特性上、本サービスを利用することによってお客さま又は弥生PAP会員のパソコンに保存されたデータが破損、喪失等するおそれがあることをあらかじめ了承するものとします。
5. お客さま及び弥生PAP会員は、本サービスを利用する前に、お客さま及び弥生PAP会員自ら、それぞれ責任をもって前項のデータをお客さま又は弥生PAP会員のパソコン以外の記憶媒体に保存する等当該データの破損、喪失等による損害又は損失等の発生を防止するためにお客さま又は弥生PAP会員が必要であると判断する事前措置をとるものとし、当該事前措置をとらなかったことによりお客さま又は弥生PAP会員が被った損害又は損失等について当社が一切の責任を負わないことをあらかじめ了承するものとします。

## 第5条（利用契約の成立）

1. 当社と弥生PAP会員間の利用契約は、弥生PAP会員が、本規約に同意の上、当社に対して利用契約の申し込みを行い、当社所定の手続が完了した時点で成立するものとします。
2. 当社とお客さま間の利用契約は、お客さまが本規約に同意した時点で成立するものとします。

## 第6条（利用条件）

弥生PAP会員又はお客さまは、以下の各号のいずれかの条件を満たさない場合には、本サービスを利用することができないものとします。

- ① 弥生PAP会員及びお客さまがご使用のパソコンのOS（オペレーティングシステム）が、株式会社インターコムが定める[本ソフトウェアのシステム要件](#)を満たし、問題なく動作する環境であること
- ② 弥生PAP会員及びお客さまが日本国内に在住していること
- ③ 本サービスが日本語を用いてのみ提供されるということについて弥生PAP会員及びお客さまの承諾があること
- ④ 弥生PAP会員及びお客さまがご使用のパソコンが、当社が別途定める伝送速度及び伝送容量を超えるインターネット接続環境でインターネットを利用できること
- ⑤ 弥生PAP会員及びお客さまが、株式会社インターコムが別途作成及び提供する本ソフトウェアに関する利用規約に同意すること

## 第7条（本サービスの終了）

1. 当社は、弥生PAP会員又はお客さまに対して終了希望日の1か月前までに通知することにより、当該弥生PAP会員又はお客さまに対する本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
2. 弥生PAP会員に、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合、当社は、当該弥生PAP会員に対する本サービスの提供を終了することができるものとします。その場合、お客さまは本サービスの利用ができなくなることを了解するものとします。
  - ① 弥生PAP会員が当社又は株式会社インターコムに対して本サービスを終了する旨意思表示した場合
  - ② 弥生PAP会員が当社の定める弥生PAP会員資格の喪失条項に該当する場合

③ 弥生PAP会員が当社の定めに従い弥生PAP会員を退会する場合

3. 当社は、その事由にかかわらず、株式会社インターコムが本ソフトウェアの提供を中止、終了等することを決定した場合、弥生PAP会員又はお客さまに対する本サービスの提供を終了することができるものとします。
4. 当社は、前三項に基づき本サービスの提供を終了するに伴い弥生PAP会員又はお客さまが被った損害、損失、その他の費用の賠償又は補償等につき、一切の責任を負わないものとします。

第8条（存続条項）

利用契約が効力を失った場合といえども、第1条第2項、第4条第3項ないし第5項、第7条第4項の各規定は、なお有効に存続するものとします。

第9条（附則）

平成26年6月1日 制定・施行

令和7年10月27日 最終改定